

第 1 1 3 回徳島県都市計画審議会議案

平成 3 0 年 1 0 月 2 9 日

徳島県都市計画審議会

第 1 1 3 回徳島県都市計画審議会議事進行順序

- 1 開会
- 2 報告
報告第 1 0 4 号 委員の異動について 1 P
- 3 会長の選出
- 4 会長挨拶
- 5 会長職務代理者の指名
- 6 常務委員の指名
- 7 会議録署名者の指名
- 8 議題
議第 5 2 0 号 牟岐都市計画道路の変更について（徳島県決定） 3 P
- 9 閉会

1 委員の就任

- | | |
|-----------------|-------|
| ・ 徳島大学大学院教授 | 山中 英生 |
| ・ 農林水産省中国四国農政局長 | 大浦 久宜 |
| ・ 徳島県議会議員 | 岸本 泰治 |
| ・ 徳島県議会議員 | 眞貝 浩司 |
| ・ 徳島県議会議員 | 原井 敬 |
| ・ 徳島市議会議員 | 井上 武 |

2 委員の辞任

- | | |
|-----------------|-------|
| ・ 徳島大学大学院教授 | 近藤 光男 |
| ・ 農林水産省中国四国農政局長 | 坂井 康宏 |
| ・ 徳島県議会議員 | 喜多 宏思 |
| ・ 徳島県議会議員 | 島田 正人 |
| ・ 徳島県議会議員 | 高井 美穂 |
| ・ 徳島市議会議員 | 宮内 春雄 |

議 題

次のように付議されました。

平成30年10月29日

徳島県都市計画審議会



(議第520号)

都第403号
平成30年10月9日

徳島県都市計画審議会会長 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



牟岐都市計画道路の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、
次のとおり審議会に付議します。

牟岐都市計画道路の変更(徳島県決定)

1 都市計画道路に 1・5・1号 牟岐海陽線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
自動車専用道路	1・5・1	牟岐海陽線	海部郡牟岐町大字内妻字白木	海部郡海陽町日比原字馳馬		16,430m		2車線	12.0m		海部郡牟岐町大字内妻字白木地内で国道55号に接続	
		構造形式の内訳	海部郡牟岐町大字内妻字白木	海部郡牟岐町大字内妻字丸山		590m	嵩上式	2車線	8.0~12.0m		海部郡海陽町日比原字馳馬地内(県境)で高知県都市計画道路東洋中央線に接続	
			海部郡海陽町浅川字小鯖瀬口	海部郡海陽町浅川字大砂		420m	地下式	2車線	12.0m			
			海部郡海陽町浅川字柳内	海部郡海陽町浅川字片山		360m	嵩上式	2車線	12.0~18.5m			
			海部郡海陽町浅川字片山	海部郡海陽町浅川字イナ		500m	地下式	2車線	12.0m			
			海部郡海陽町浅川字大畑	海部郡海陽町浅川字堂ノ本		380m	嵩上式	2車線	15.5m			
			海部郡海陽町多良字上ゴソ	海部郡海陽町野江字南前		930m	嵩上式	2車線	12.0~19.9m			
			海部郡海陽町野江字大谷	海部郡海陽町久保字板取		2,640m	地下式	2車線	12.0m			
			海部郡海陽町久保字北田	海部郡海陽町穴喰浦字中角		820m	嵩上式	2車線	12.0~26.5m			
			海部郡海陽町穴喰浦字山後	海部郡海陽町日比原字馳馬		650m	嵩上式	2車線	12.0~14.5m			
						9,140m	地表式	2車線	12.0~33.0m			
				<p>なお、海部郡牟岐町大字内妻字白木地内に出口1箇所・入口1箇所を設ける。</p> <p>海部郡海陽町浅川字粟浦口地内に出口2箇所・入口2箇所を設ける。</p> <p>海部郡海陽町多良字梅田地内に出口2箇所・入口2箇所を設ける。</p> <p>海部郡海陽町久保字板取地内に出口2箇所・入口2箇所を設ける。</p>								<p>入口:終点方向 出口:起点方向</p> <p>入口:起終点方向 出口:起終点方向</p> <p>入口:起終点方向 出口:起終点方向</p> <p>入口:起終点方向 出口:起終点方向</p>

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

【理由】

阿南安芸自動車道は、徳島県阿南市を起点として高知県安芸市を結ぶ、総延長110kmの自動車専用道路であり、本県の東部臨海地域の各都市を南北に連絡する四国横断自動車道(阿南IC~鳴門JCT)と一体となって広域高速ネットワークを形成し、社会生活圏の拡大や産業経済の発展に資する重要な道路である。

当地域において、阿南安芸自動車道の整備が促進されることにより、南海トラフ地震による津波発生時に、唯一の幹線道路である国道55号の代わりとして、地域の分断・孤立を解消し、円滑な救命・救助活動が可能となり、また、地域の救急医療や産業及び観光振興にも寄与することとなる。

そのため、牟岐町から県境までの16.4kmを牟岐都市計画道路1・5・1号牟岐海陽線として都市計画決定し、本道路の円滑な施行の確保を図るものである。